

生活

マイナンバーカードの出張申請受付を行っています

市内の事業所や団体に、市職員が出向いてマイナンバーカードの申請受け付けを行います。申請書の受け付けおよび本人確認を行い、さらに顔写真の撮影も無料で行います。カードは、申請からできあがるまで2か月程度かかりますが、自宅への郵送か職場へのお届けを選べるため、市役所に出向くことなく、受け取ることができます。

対象 市内に事業所を置く企業または市内で活動する団体

※10人以上の申請希望があることを条件とし、満たさない場合はご相談ください。

○出張申請希望日の10日前までにお申し込みいただき、平日の10時～16時の間で希望する時間をお伝えください(月曜日および12時～13時を除く)。

○申し込み後、日程調整や事前準備、会場確認等の打ち合わせを行います。

○申請希望者名簿を、提出していただきます。

○会場および机・いす等の備品を、用意していただきます。

詳しくはお問い合わせください

市民課マイナンバーカード交付円滑化推進室TEL28-8014

ヒグマの被害に遭わないために

ヒグマによる人身被害は春と秋に多く発生します。春は山菜採りなどで野山に出かける機会が増えることに加え、ヒグマも冬眠から目覚め、エサを求めて活発に行動するようになります。被害に遭わない一番の方法は、ヒグマに出合わないことです。野山に入るときや家庭からごみを出すときは、次の事項に注意してください。

●**野山に入るとき** 食べ物やごみは必ず持ち帰る・一人では入らない・音を出しながら歩く・事前にヒグマの出没情報を確認する・薄暗いときには行動しない・フンや足跡を見たら引き返す

●**家庭から出るごみ** 後始末はきちんとする・放置したり埋めたりしない・収集日当日の朝に出す

※ヒグマを目撃したときやフンや足跡を見つけたときは、すぐに現場を離れ、速やかに市役所暮らし支援課または滝川警察署までご連絡ください。

市役所暮らし支援課TEL28-8013

滝川警察署24-0110

巡回児童相談

今年度の岩見沢児童相談所による巡回相談の日程は、次のとおり年7回の実施となっております。相談料はかかりません。お気軽にご相談ください。

日程 5月27日(木)、6月17日(木)、7月29日(木)、9月16日(木)、10月20日(木)、11月18日(木)、令和4年1月27日(木)

※申し込みが多数のときは後日になる場合もあります。

場所 身体障害者福祉センター相談員 岩見沢児童相談所(児童福祉司、福祉専門員)

申込期限 5月27日分の申し込み期限は5月7日(金)、6月分以降は、相談日の1か月前までに申し込みください。

申込先 こども家庭相談室(保健センター内 子育て応援課)

※学校教育に関わる相談は、教育機関にご相談ください。

◎こども家庭相談室TEL23-5217

悪臭や煙などは周囲の住民に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質発生の原因にもなります。また、ごみを道路、山林、他人の土地に捨てることも絶対にやめましょう。これらの行為に対しては、法律により厳しい罰則、罰金が適用される場合もあります。ルールを守り、よりよい環境づくりに努めましょう。

人権擁護委員は、人権についての啓発活動のほか、地域の皆さんから人権に関する相談を受けるなどの活動を行っています。差別やいじめ、虐待などさまざまな相談に応じており、内容についての秘密は守られます。

人権擁護委員はみんなの街の相談役です

人権擁護委員は、人権についての啓発活動のほか、地域の皆さんから人権に関する相談を受けるなどの活動を行っています。差別やいじめ、虐待などさまざまな相談に応じており、内容についての秘密は守られます。

人権擁護委員

- 丸山 健さん(大町)
- 塩尻 文子さん(明神町)
- 斎藤 寛さん(有明町)
- 豊田 收さん(西町)
- 高嶋 弘美さん(黄金町)
- 窪之内美知代さん(江部乙町)
- 内潟佐喜子さん(江部乙町)

なお、法務局でも随時相談に応じています。

市役所暮らし支援課TEL28-8012

人権・困りごとと無料相談所

日時 6月1日(火) 10時～16時
場所 まちづくりセンター
相談機関 滝川人権擁護委員協議会
相談内容 家庭内の問題、近隣間のもめ事、職場の人間関係など
申込方法 札幌法務局滝川支局まで、事前にお申し込みください。

※相談無料、秘密厳守。
◎くらし支援課TEL28-8012、札幌法務局滝川支局TEL23-2330

新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の支給対象期間再延長

これまで、国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入中の方の新型コロナウイルス感染症による傷病手当金支給の適用期間は、令和2年1月1日から令和3年3月31日までとしていましたが、6月30日まで延長になりました。

支給対象は今までと変わらず、感染もしくは感染が疑われたため仕事の欠勤を余儀なくされ、給与の全部または一部を受け取

所得・課税証明書の交付について

令和3年度所得・課税証明書の交付は納税通知書の発行日以降になります。市・道民税を納付書で納付している方(普通徴収)は6月11日(金)から、勤務先の給与から引き去りとしている方(特別徴収)は5月13日(木)からの交付となります。なお、普通徴収の方については、6月1日(火)～10日(木)の期間は「見込み」として証明書を交付します。

※新型コロナウイルス感染症の影響による確定申告期限の延長に伴い、延長期間内に申告した場合でも、所得・課税証明書に最新の内容を反映できないことがあります。

市役所暮らし支援課TEL28-8019

上場株式などの配当所得・譲渡所得がある方へ

令和2年分所得税の確定申告において上場株式などの配当所得・譲渡所得があった方は、申告書を市役所に提出することに

ごみの野焼きや不法投棄は禁止です

野外でのごみ焼却(野焼き)や一定の構造基準を満たしていない焼却炉でのごみ焼却は法律で禁止されています。焼却による

より、市・道民税において配当所得・株式等譲渡所得を含めるかどうかを選択することができます。

対象 上場株式の配当所得・株式等譲渡所得のいずれかがあり、その所得から市・道民税の配当割・株式等譲渡所得割がそれぞれ源泉徴収されている方

手続方法 市・道民税に配当所得・株式等譲渡所得を含めないことを選択する場合は、令和3年度の納税通知書が送付される日までに、確定申告とは別に住民税申告の手続きをお願いします(印鑑と確定申告書の控えをお持ちください)。

手続場所 税務課(市役所3階)3番窓口
市役所暮らし支援課TEL28-8019

狂犬病予防注射について

例年実施している狂犬病予防集合注射については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年引き続き実施を見送らせていただきます。

狂犬病の予防注射については、かかりつけまたはお近くの動物病院で個別接種をお願いします。予防注射を受けるときは、市からお送りした狂犬病予防注射の案内をお持ちください。案内が届いていない場合は、くらし支

援課までご連絡ください。

市内動物病院

- あさひ町動物病院(朝日町東3丁目2番51号/TEL22-7795)
- 滝川どうぶつクリニック(緑町7丁目7番31号/TEL26-1160)
- 古岡どうぶつ病院(空知町3丁目2番18号/TEL22-3737)

市役所暮らし支援課TEL28-8013



忘れずに注射してほしいワン!

5月は「消費者月間」です

令和3年度統一テーマ「消費」で築く新しい日常」

毎年5月は、消費者月間です。新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけにマスクをはじめとする生活用品の買い占め・買いだめが発生しました。このような現状を踏まえ、「今だけ」「こだけ」「自分だけ」の消費行動を控え、社会全体のことを考えた消

有料広告

広告

福祉

支えあいポイント 登録者募集

支えあいポイントは、滝川市社会福祉協議会に登録された施設でボランティアを行うことで付与されます。

貯まったポイントは最大5,000円相当の商品券などと交換することができます。

ボランティア活動を通じて社会参加や地域貢献をすることで、ご自身の生きがいづくりや健康維持につながっていただくことを目的としています。

対象者 40歳以上の市民の方、要介護(要支援)認定を受けていない方、または介護保険料を滞納していない方など(詳しくは窓口にてご確認ください)

※40歳から64歳までの方は活動要件および対象事業が異なりますのでお問い合わせください。

登録窓口 滝川市ボランティアセンター(滝川市社会福祉協議会内) 平日8時30分～17時

※登録時に事業内容や認知症への対応について説明があります。

市役所暮らし支援課TEL22-2471